



取引デジタルプラットフォームを利用する 消費者の利益の保護に関する法律（説明資料）

令和3年7月
消費者庁消費者政策課

本法の内容（第1条・目的）

取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）を利用して行われる通信販売取引の適正化及び紛争解決の促進のため、以下の4つの措置を規定

①取引DPF提供者による自主的な取組の促進

第3条
(P.9)

②内閣総理大臣による利用停止等の要請

第4条
(P.10)

③販売業者等情報の開示請求

第5条
(P.11)

④官民協議会の設置

第6条～
(P.12)

取引DPFで起きている消費者問題①

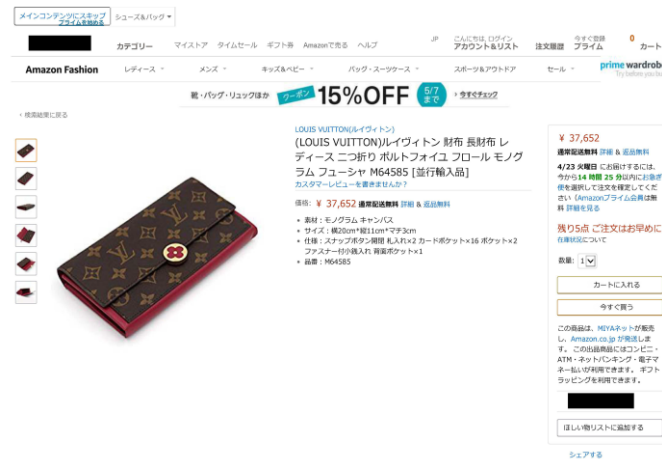
■ 購入した危険製品により火災が発生し、売主との連絡にも問題が生じた事例

- DPFで購入した海外製モバイルバッテリーから発火し、自宅が全焼（実況見分で原因特定）
- DPF上のメッセージフォームで売主とやり取りするも、返信が途絶えがちに
- DPFに対して売主の連絡先の開示を求めるも、DPFは開示を拒否
- 商品代金の返金と少額の和解金は支払われるも、損害の大部分は賠償されないままに



第2回デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会 資料4

■ 身元不明の偽ブランド品の販売



イメージ

特定商取引法に基づく表示

表示がでたらめ
例：居住実態のない住所、
使用されていない電話番号
関係のない人の住所、電話番号



販売業者 ○○ショップ
お問合せ電話番号 +8170xxxxx
住所：○○町1-23-4
○○市
○○県
日本
運営責任者名 ○○ ○○
店舗名 ○○ ○○

(出典) 令和2年4月7日 消費者庁報道発表資料

・オンラインショッピングモールAで模倣品を販売する多くの事業者がいたが、特定商取引法上の表示がでたらめ。

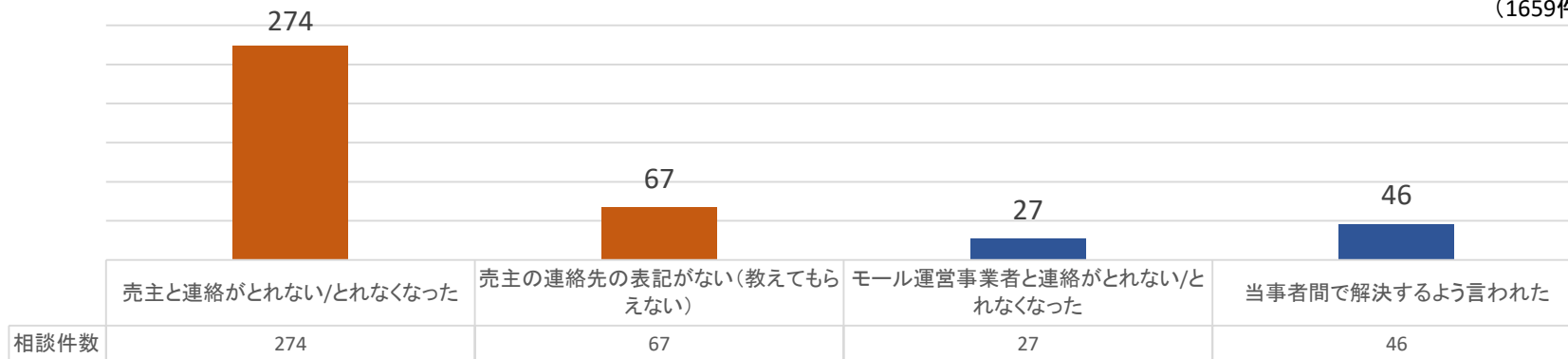
・消費者庁が様々な手段を使って調査を行っても、法令に違反している販売業者の身元を追跡できなかった（公示送達で行政処分）。

取引DPFで起きている消費者問題②

■ 紛争時に売主と連絡が取れない・取れなくなる

オンライン・ショッピングモール (BtoC)

(1659件の内数)



フリマサイト (CtoC)

(3144件の内数)

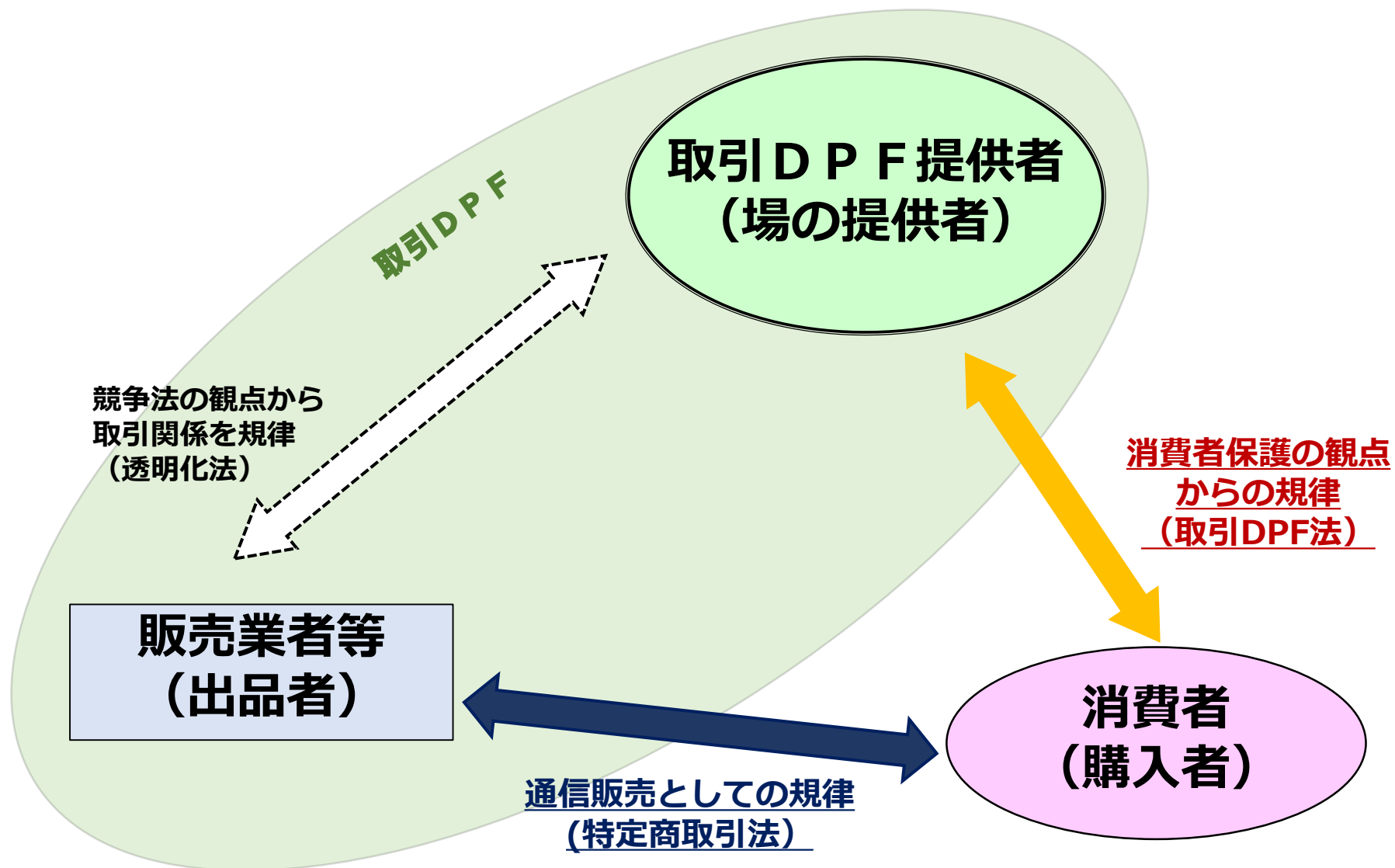


※いずれも相談時点における件数。

※「売主と連絡がとれない」には連絡先が架空であった場合も含む。

※相談者が売主及びモール・フリマ運営事業者双方ともに連絡がとれないなど、重複する場合もある。

取引DPFを利用した通信販売（概念図）



通信販売規制（特定商取引法）と取引DPF法の関係

取引DPF法（対：取引DPF提供者）

「場」の提供者として、取引の適正化及び紛争解決の促進に対する協力

取引DPF提供者
(場の提供者)

取引DPF

特定商取引法の通販規制

(対：販売業者等)

- ・ 名称、住所、電話番号等の表示義務
- ・ 販売条件・役務提供条件の虚偽・誤認表示の禁止 等

※ 隔地者間の取引であり、消費者は専ら広告表示に頼って購入意思を形成

商品・特定権利の販売条件・
(有償の) 役務の提供条件の
広告

販売業者等
(出品者)

消費者
(購入者)

インターネット、電話等の
手段で契約の申込み

法人、個人を問わず、
①営利目的で、かつ
②反復継続して
取引を行う者

※ BtoC取引とCtoC取引が混在する場合、
取引DPF法は BtoC取引に利用される部
分に限り適用

⇒ いわゆる「隠れB」を含む。

取引DPFの定義（第2条）

「デジタルプラットフォーム」（透明化法2条1項）

コンピュータを用いて構築した「場」をインターネットを利用して提供

（「場」の機能）

商品等を提供しようとする者の当該商品等の情報を表示することを常態

and

ネットワーク効果を利用

and

消費者が画面の手続きに従って販売業者等に通信販売契約の申込みができる

or

消費者が画面の手続きに従ってオークションに参加できる

「特定デジタルプラットフォーム」（透明化法2条4項）

一定以上の事業規模
（経済産業大臣が指定）

※令和3年6月現在、5社が指定
（いずれも取引DPFにも該当）

「取引デジタルプラットフォーム」（取引DPF法2条1項）

取引DPFの定義（第2条）

「デジタルプラットフォーム」（透明化法2条1項）

コンピュータを用いて構築した「場」をインターネットを利用して提供

（「場」の機能）

商品等を提供しようとする者の当該商品等の情報を表示することを常態

and

ネットワーク効果を利用

and

消費者が画面の手続きに従って販売業者等に通信販売契約の申込みができる

or

消費者が画面の手続きに従ってオークションに参加できる

SNS、検索エンジン等

「特定デジタルプラットフォーム」（透明化法2条4項）

一定以上の事業規模
（経済産業大臣が指定）

※令和3年6月現在、5社が指定
（いずれも取引DPFにも該当）

オンラインモール、
アプリストア、シェアエコサイト等

オークションサイト

「取引デジタルプラットフォーム」（取引DPF法2条1項）

取引DPF提供者による自主的な取組の促進（第3条）

①取引DPF提供者が講ずる措置 （第3条第1項各号）

- ・消費者が販売業者等と円滑に連絡できるようにするための措置（1号）
- ・販売条件等の表示に関する苦情の調査等の表示の適正化のための措置（2号）
- ・販売業者等の特定に資する情報の提供を求めること（3号）

具体的な内容は
取引DPF提供者
の自主的な取組
に委ねる

②取引DPFが講じた措置の概要等の開示（第3条第2項）

※開示内容等の方法や詳細は、内閣府令で定められる。

※①・②は努力義務

③左記①・②に関する指針の作成（第3条第3項）

①～③により、取引DPF提供者の自主的な取組を促進

内閣総理大臣による利用停止等の要請（第4条）

- 内閣総理大臣は、危険商品等（※）が出品され、かつ、販売業者等が特定不能などの場合に、取引DPF提供者に対し**当該取引DPFの利用の停止等を要請することができる。**
 - （※）重要事項（商品の安全性の判断に資する事項等であり、具体的には内閣府令で定められる）の表示に著しい虚偽・誤認表示がある商品等
- 要請に応じたことにより販売業者等に生じた損害について**取引DPF提供者を免責。**
- 要請をした場合は、その旨を**公表することができる。**
 - ➔多数の消費者への注意喚起や、他の取引DPF提供者に必要な対応を促す

国（消費者庁）の対応

重要事項の虚偽誤認表示
かつ
売主が特定不能などの場合

- **取引DPF提供者に対し、問題商品等の販売に係る取引DPFの利用の停止等について要請**

※要請をした場合、その旨を公表することができる

上記以外の場合

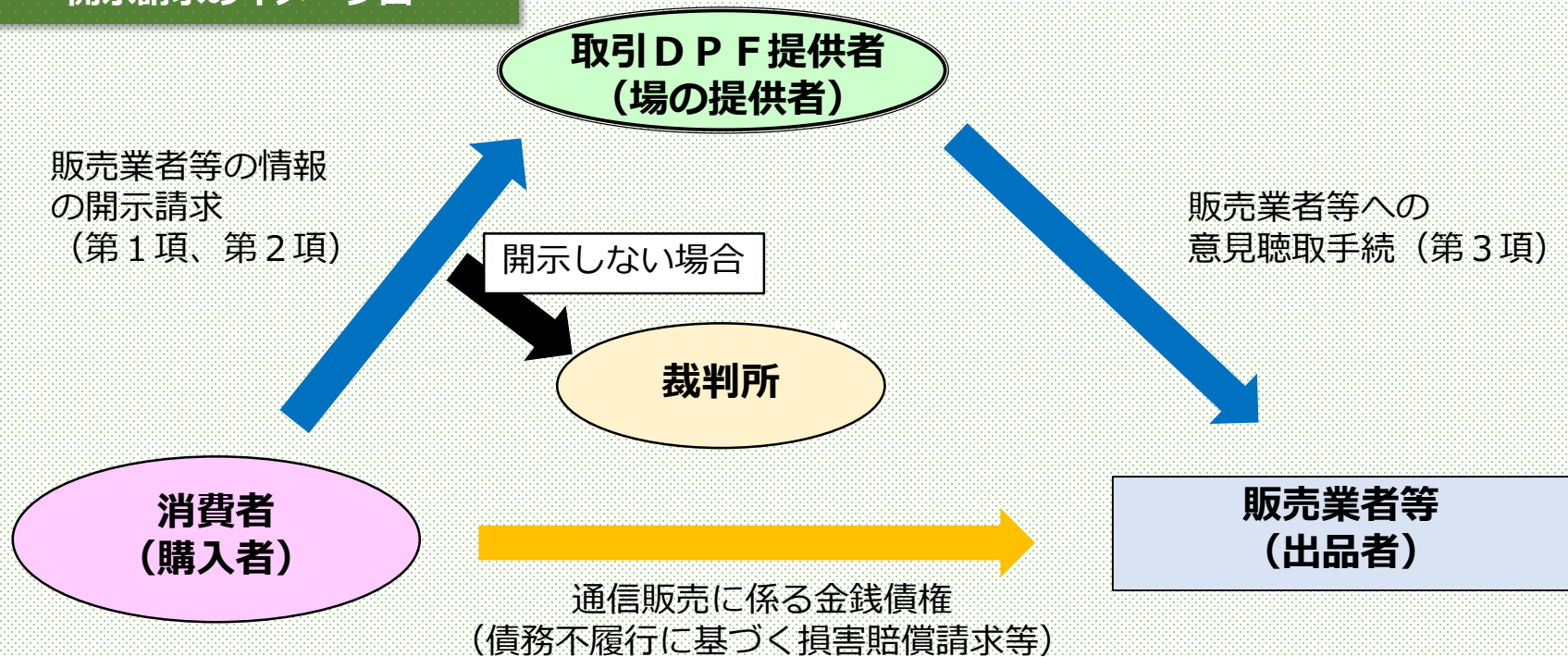
- **販売業者等への個別法の執行**
 - ・ 特定商取引法
 - ・ 景品表示法 等

（販売業者等による表示の是正）

販売業者等情報の開示請求（第5条）

- 消費者は、販売業者等との間で取引DPFにおける通信販売に係る**一定金額以上の金銭債権を有する**ときは、取引DPF提供者に対し、**販売業者等の情報の開示を請求することができる権利**を創設。
- ただし、消費者が、当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の**不正の目的**で当該請求を行う場合は、この限りでない。
- 取引DPF提供者は、要件をみたま開示請求に応じて販売業者等の情報を開示したとしても、販売業者等に対し不法行為等に基づく損害賠償責任を負うことはない。
- 一定金額以上の金銭債権の基準、販売業者等情報に該当する情報、開示請求の具体的な方法については、内閣府令で定められる。

開示請求のイメージ図



取引デジタルプラットフォーム官民協議会（第6条～第9条）

取引デジタルプラットフォーム 官民協議会

- ・ 内閣総理大臣（消費者庁）（組織主体・事務局）
- ・ 国の関係行政機関
- ・ 取引DPF提供者により構成される団体
- ・ 独立行政法人国民生活センター
- ・ 地方公共団体
- ・ 消費者団体
- + 学識経験者、事業者団体 等

■ 情報交換及び消費者の利益の保護のための取組に関する協議

- ・ 悪質な出品者への対応
- ・ 消費者・出品者・取引DPFに対する普及啓発
- ・ 商品の安全性に係る情報の共有・周知

■ 施策に対する意見

- 個別の出品者に関する情報交換等に必要な場合には**守秘義務**を課す

消費者等からの申出制度（第10条）

- 消費者等が内閣総理大臣（消費者庁）に対し消費者被害のおそれを申し出て適切な措置の実施を求める
- 内閣総理大臣は、必要な調査を行い、事実であると認めるときはこの法律に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない

今後の予定

- 公布（令和3年5月10日）の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- 政令・内閣府令の制定・公布
- 本年秋頃に官民協議会の円滑な立ち上げのための準備会合を開催
- 本年内を目途に取引DPF提供者が講ずべき措置に係る指針等の具体案を公表